

令和2年度 富田林市立明治池中学校 災害時対応危機管理マニュアル

目次

1 日常における学校防災体制の充実

I 学校における防災体制	55
II 学校施設の安全管理等	57
III 教職員の防災に関する研修の充実	58

2 巨大地震が発生した場合の学校の初期対応

I 巨大地震が発生した場合の初期対応	59
II 大規模な地震が発生した場合の対応行動【対応マニュアル】	
1 授業中	63
2 校外学習・宿泊学習・修学旅行等の時	65
3 地震発生時の教職員の安全指導例	67

<参考資料>

- 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き
（平成24年3月 文部科学省）

I 日常における学校防災体制の充実

I 学校における防災体制

I 学校防災委員会の設置

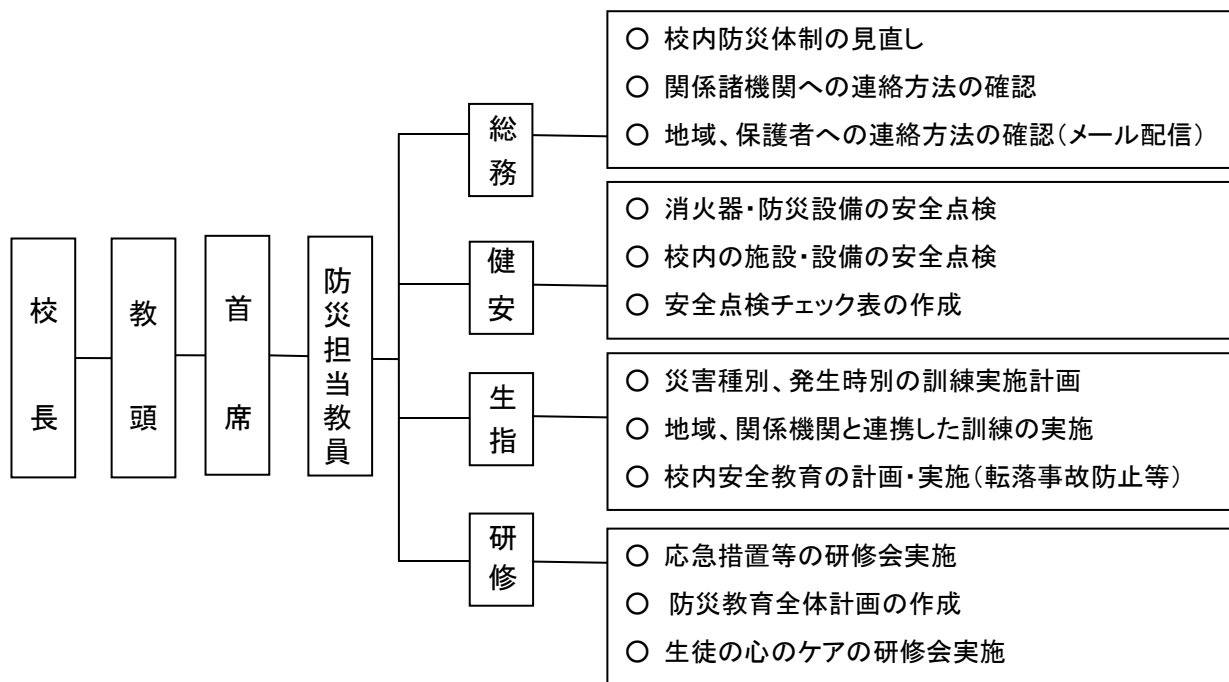
(1) 巨大地震や大雨・土砂崩れ等の際に、本校が避難所になることを想定して、校長の指揮のもと、防災担当教員を中心とした「学校防災委員会」を設置する。

(2) 「学校防災委員会」の中心は、教頭が務める。防災担当教員は、緊急時に徒歩で、学校への勤務が可能な教職員を中心に複数名配置する。

防災担当教員……教頭、健康安全部長

〈学校防災委員会の主な役割〉

- ① 「学校防災計画」の策定
- ② 防災教育・防災訓練の計画・実行
- ③ 教職員に対する研修の実施
- ④ 日常的な施設点検等の実施
- ⑤ 教育委員会事務局や富田林市危機管理課との連絡・調整



2 地震の発生際、もしくは地震情報が発表された場合の対応についての周知徹底

(1) 学校の対応（休校措置、登下校時の対応、生徒の引渡し、連絡方法等）に

ついて、教職員間で共通認識して、保護者に対して、機会あるごとに知らせる。

(2) 教職員の動員体制について認識する。（教職員緊急連絡の活用）

(3) 地震発生時における教職員の役割分担を明確にし、全員が理解しておくこと。

そのためには、学校の「危機管理マニュアル」を各教職員が共有すること。

3 校内の避難経路、生徒の避難集合場所を明確化

- (1) 校内の各所からの避難経路、避難場所を決めておく。(教育計画に明記)
- (2) 障がいのある生徒への対応を具体的に定める。(車イスでの誘導等)
- (3) 避難の妨げとなるような物品を避難経路に置かないことを、日ごろから徹底する。

4 学校の非常持出用重要書類の把握

非常時に持ち出すべき書類は何かをあらかじめ確認し、震災時には、誰がどのように持ち出すかを決めておく。

- (1) 生徒名簿や家庭連絡票・健康調査票(教頭・養護教諭)
- (2) 出席簿(過年度保管分)、学籍(教務担当)
- (3) 指導要録その他、学校教育法で義務付けられている公簿類(校長・教頭)
- (4) 本年度出席簿(各担任)

留意事項：生徒・保護者のプライバシーに関わる書類の取り扱いは厳重にする。

II 学校施設の安全管理等

1 学校の安全点検

- (1) 定期的な校舎の安全点検の実施 ⇒ 学校施設・設備の安全点検リスト
毎月15日は「安全点検の日」として施設設備点検をする。
- (2) 転倒物、重量物等の転倒防止対策
 - ① 教室内では掃除ロッカー等の転倒防止対策を講じる。
 - ② 教職員用の平机やその背後にある戸棚、教卓等の位置等に配慮する。
 - ③ 灯油・薬品の保管場所についても注意する。

2 プールの水を貯めた状態にしておくこと

- (1) 消防水利として、プールは常時、水を貯めた状態にしておく。
- (2) 消防用以外でも、災害時に水は大変貴重であることから、有効に活用し、断水時の生活用水としても利用する。

3 停電等で校内放送ができないときの連絡方法の準備

- (1) ハンドマイク・メガホン・可動式無線マイク・スピーカー設備等の準備。
- (2) 校内放送設備を使用しない避難訓練の実施を計画する。

4 地域安全マップの作成などによる地域の実状把握

- (1) 通学路の危険箇所の把握は、生徒指導部を中心に巡回指導の際に常に心がけておく。
- (2) 学校周辺における盛り土の崩落等の危険性を把握し、通学路変更が必要な場合は、あらかじめ適切に指示する。
- (3) 広域避難場所など自校以外の避難可能場所の把握
がけ崩れ・土砂崩れ・地割れ・火災・水道管やガス管の破裂・液状化現象などのため、自校が危険な状況になった場合に避難する広域避難場所をあらかじめ確認しておく。
- (4) 学校近隣の災害時応急給水拠点等の把握
大規模地震が発生し断水となったときでも、配水池、循環式地下貯水槽などの給水拠点で応急給水を受けることができるので、地域防災計画で場所を確認しておく。

Ⅲ 教職員の防災に関する研修の充実

1 校内研修の実施

- (1) 校内研修計画に防災に、関する研修テーマを位置付けて実施する。
- (2) 災害時における教職員の役割について研修を重ねる。
 - ①実践的な防災訓練の実施
 - ②効果的な防災教育の充実
 - ③生徒が自ら考え行動できる力を育てる防災教育カリキュラムの実践
 - ④初期消火活動
 - ⑤避難場所、開設運営支援訓練
 - ⑥現地配備員・市防災本部との連携などが考えられる。

2 防災担当教員が参加する校外の研修

- (1) 安全教育に関する担当者等は、防災についての研修に参加し、研鑽に努める。
- (2) 震災時の心のケア対策を視野に入れた、学校教育相談等の研修の充実を図る。

3 応急救護処置の技能を習得する研修

災害時における児童の安全を確保するとともに、多数の児童が負傷した場合に、養護教諭のみならず他の教職員も適切に応急救護に一定の対応ができるよう、心肺蘇生法や応急救護処置技能などを習得できる研修を実施し、災害発生時の対応能力を向上させる。（心肺蘇生法研修会 6月に実施）

4 避難場所開設運営支援研修

学校が避難場所になった場合を想定した訓練を研修として行う。備蓄資機材の使用について、富田林市役所危機管理課の指導のもと研修を行う。

2 巨大地震が発生した場合の学校の初期対応

I 巨大地震が発生した場合の初期対応

1 学校災害対策本部の設置

震度5弱以上の地震が発生した場合は、地震の発生時間が、教職員・生徒の在校中の場合と夜間や休日等で不在の場合とでは、初期対応は異なるが、学校は早期に、学校災害対策本部を設置し、初期対応を行なうこととする。

そのため、あらかじめ震災時における教職員の動員体制を、全員が明確に把握するとともに、組織的な対応が図れるように準備しておく。

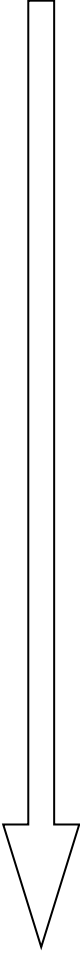
- (1) 校長は、生徒の安全確保を図るため、災害時における学校災害対策本部の組織を定め、校長を本部長とし、全教職員の役割分担を決める。
- (2) 班の編成・名称等については、動員できた人員体制等実情に応じて編成する。
また班は、災害の発生状況や事態の推移によって、その必要性が異なることから弾力的に編成する。
- (3) 班の編成については、防災担当教員を核として、臨機応変に対応できるシステムにしていく。事前に決めた役割分担にとらわれすぎないようにする。
また、職員の出張等で不在の場合、夜間・休日等で参集した教職員が少ない場合、担当係の任務が一部終了した際などに、弾力的対応がとれるように計画する。
- (4) 住民対応・避難場所支援班は、地域防災拠点として学校は指定されているため、避難者が来ることも想定して準備しておく。
- (5) 日頃から災害時の役割を教職員に周知徹底する。

本部長（校長）	
総括本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校長・教頭・首席及び防災担当教員を班長として、教職員で構成する。 ○ 各班との連携のもと、校内の被災状況等の把握を行なうとともに、市災害対策本部、教育委員会事務局等との連絡にあたる。 ○ 被害の状況等に応じて、第2次避難場所への避難、応急対策の決定など生徒・教職員の安全確保や地域防災拠点の運営支援などの業務に関し、各班との連絡調整を行う。 ○ 非常持ち出し書類等を搬出 ○ 報道関係等の対応
避難誘導・ 安否確認班	<ul style="list-style-type: none"> ○ クラス全員の安否を確認し、総括本部に報告する。 ○ 安全確認した児童は、別途作成する安全連絡カード等によりチェックする。 ○ 就業時以外の時間帯に被災した場合は、教育活動・授業の再開に向けて、生徒、教職員の家族の被災状況及びその安否を早急に確認する。 ○ この班は、発災後速やかに行動を開始する必要があるが、特に、救出・救急医療班との密接な連携のもとに行動する必要がある。
消火・ 安全点検班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。 ○ 校内の被害状況を点検し、安全を確認するとともに、第2次避難場所及び避難経路を確保する。 ○ 2次災害の危険を防止するために必要な措置を講じる。
救出・ 救急医療班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 養護教諭及び救命・救急経験者等を中心に組織する。 ○ 建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命にあたる。 ○ 避難誘導・安否確認班と密接な連携をとり、負傷した生徒、教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の保護に努め、必要に応じて、地域医療救護拠点や病院など専門医療機関への搬送を行なう。

学校防災連絡会における役割

区分	主な役割
地域住民	地域防災拠点の管理、情報の受伝達、救護、食料等物資の配付、避難場所での相互扶助など
行政	地域防災拠点の指定、避難場所の安全性の確保、食料等物資の確保、医療救護、情報の受伝達、市民生活の自立支援など
学校	生徒の安全確保、学校施設の管理、教育の早期再開など

2 巨大地震発生直後における学校災害対策本部の動き

段階	学校	班	各班の事務分掌と主な動き等
	学校	総括本部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策の総括指揮 ○各班との連絡調整 ○非常持ち出し品を搬出 ○市災害対策本部、教育委員会事務局等との連絡調整 学校の敷地図、ラジオ、ハンドマイク、 緊急活動の日誌、トランシーバー、携帯電話 ○現地配備員との連携
		避難誘導・ 安否確認班	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒の安全確保、避難誘導、人員確認 ○生徒、教職員の安否確認 ○行方不明者の捜索 ○保護者への生徒の引き渡し ○保護者の迎えがない生徒の保護 ・揺れが収まった直後に、指定された避難経路等を使って避難させる。 ・行方不明の生徒、教職員を総括本部に報告 ・生徒の引渡場所を指定 ・保護者や後見人が到着次第、身元確認・引き渡し クラスの出席簿、児童引き渡しカード 集合場所のクラス配置図
		消火・ 安全点検班	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火活動 ○校舎施設設備の安全点検、危険物除去 ○被害状況の把握 ・施設等の構造的被害の程度を調査し、連絡する。 消火器、ヘルメット、手袋、道具セット 公共設備や建物、敷地損害調査リスト
		救出・ 救急医療班	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者の救出 ○負傷者の応急手当、病院への搬送 ・職員2人1組のチームで、特定の区域の負傷者の救出・救命 ・各教室、体育館、トイレ等のチェック

保護者への引渡し		住民対応 ・避難場所支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・医療援助が必要か判断 ヘルメット、丈夫な靴、のこぎり、革手袋、マスク、トランシーバー、担架、毛布 ○避難住民の誘導 ○避難場所開設の支援 ○避難住民のうちの負傷者の応急手当
引渡し後 ↓ 3日目	学校 学校	避難住民対応・避難場所支援班 教育再開のための準備活動	<ul style="list-style-type: none"> ○避難住民のうちの負傷者の応急手当 ○学校施設設備の安全点検 ○生徒の安否確認、名簿作成 ○問い合わせ、外来者との対応
4日目以降 ↓ 7日目以降	学校 運営委員会	教育再開のための準備活動 学校再開準備班	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設設備の再点検、整備、補修必要箇所の集約 ○学習の場の確保（学校間、他機関等との連携） ○生徒の安否及び避難先の確認、名簿作成 ○学用品、教材、教具の不足品のリストアップ 救援依頼、配分等 ○通学路の安全確認 ○保護者説明会の開催 ○応急教育計画の作成 ○生徒の転出入事務 ○避難住民や地域住民への学校情報の伝達 ○学校再開について避難住民や地域住民との協議・説明 ○学校再開にあたっての避難場所スペースの調整

3 教育委員会指導室への報告

- (1) 学校災害対策本部は、教育委員会教育指導室へ定期的に報告して指導を受ける。電話使用が不可能なことを想定して、自転車・徒歩での連絡ができるように準備しておく。（校内に、自転車2台・電動式自転車1台を常設しておく）
- (2) 教育委員会教育指導室への報告については、生徒、教職員の安否確認を最優先させ、その都度リストを作り、手渡すだけで報告が完了するように準備しておく。指導室の混乱も予想されるため、口頭での報告は避ける。

Ⅱ大規模な地震が発生した場合の対応行動【対応マニュアル】

1 授業中

安全確保

教職員

- 落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する。
 ➡ 的確な指示「頭部を保護」「机の下にもぐる」「机の脚を持つ」など
- 使用している火気の消火、出口の確保に努める。
 〈大きな揺れが収まったら〉 ○ストーブ・コンロ・ガス等の火を消す。
 ○電源を切り、ガスの元栓を閉める。

生徒

- 慌てて外に飛び出さない。窓や壁際から離れる。
- 廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守る。
- 体育館では、できるだけ中央に避難する。（ただし、天井等の状況による。）
- 運動場にいるときは、落下物を避けるため、速やかに校舎等から離れ、運動場北西側(プール前)に避難する。〈大きな揺れが収まったら〉
- 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

避難誘導

教職員

- 生徒の状況を速やかに掌握するとともに、名簿、引き渡しカード・ホイッスル等を携帯し、生徒を安全な場所に誘導する。その際、トイレ・保健室・特別教室等の普通教室以外の場所にいる生徒の所在に十分留意する。
- 火災場所及びその上層階の生徒の避難を優先する。
- 隣接クラスが連携して避難し、集団の前後には教職員を配置する。
- 落下物に注意し、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。
- 生徒の不安の緩和に努める。
- 避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。
 ➡ 的確な指示「おさない」「はしらない」「しゃべらない」「もどらない」
- 校内にいる人員を把握する。
- 負傷者の有無を確認する。
- 2次災害の危険が予想される場合は、直ちに安全な広域避難場所へ移動する。

生徒

- 教科書等で頭を守り、荷物を持たずに上履きのまま行動する。
- 避難の途中で教室等に戻ったり、みだりに集団・隊列から離れたりしない。
- ガラスの破片でけがをしないように注意する。
- 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

災害対策 本部設置	教職員 ○役割分担に従って行動を開始する。 ○住民対応・避難場所支援班を設置し、避難住民への対応を開始する。
火元確認 ・ 設備点検	教職員 ○出火を確認したら直ちに初期消火に当たり、延焼を最小限に止める。 ○理科室の薬品類は発火等の危険が大きいため、特に注意する。 ○校舎や運動場等で危険と思われる場所に、立ち入り禁止の張り紙やロープを張るなど、2次災害を防ぐ。
救出活動 ・ 応急救護	教職員・生徒 ○養護教諭を中心に救出・救急医療班を編成し、応急救護にあたるとともに、地域医療救護拠点や医療機関と連携を図り、重傷者の搬送等を行なう。 ○避難誘導・安否確認班、消火・安全点検班と連携して、行方不明者の搜索、救出活動を行う。 ○消防機関、消防団、市災害対策本部の救出救護班など地域住民の協力を得て、建物の倒壊等により生き埋めになった生徒、教職員等の救出救助活動を行なう。
情報収集 ・伝達	教職員 ○市災害対策本部、現地配備員と密接に連携をとり、地域や通学路の状況（出火、倒壊、亀裂、出水など）の確認に努める。
状況に応じた生徒の下校及び引き渡し	教職員 ○保護者と連絡を取り、状況に応じて生徒の引渡しを開始する。 ○保護者と連絡が取れない場合は、学校で保護する。 ○下校する場合は、複数(3名以上)で行動するよう指示する。必要に応じて、教職員が引率する。 生徒 ○帰宅後は、学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。



特別支援学級の場合

- 教職員**
- 原則として、帰宅させないで学校において直接保護者に引き渡す。
 - 保護者と連絡が取れない場合等、引き渡し困難な生徒等については学校で保護する。また、保護者宅、学区の避難場所の安全性が確保できない場合は、保護者とともに生徒を学校で保護する。

2 校外学習・宿泊学習・修学旅行等の時

安 全 確 保 ・ 避 難 誘 導	教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○看板、家屋の外壁からの落下物・転倒物・高層ビルの窓ガラスの飛散から身を守るよう指示する。 ○古い建物や建設中の建物・ブロック塀・石塀・自動販売機・地割れした道路・倒れた電柱・垂れ下がった電線には近づかない。 ○海岸や海辺周辺・川岸・橋の上にいる場合には、津波のおそれがあるため、高台など安全な場所へ迅速に避難する。津波の高さは10メートル以上のビルの高さとなって襲ってくることもあるので、十分注意する。 ○山間部にいる場合は、山崩れやがけ崩れ・落石が起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。 ○最寄りの避難場所など安全な場所に避難誘導し、生徒の状況を確認する。 ○電車・バス等に乗車中の場合や施設内では、係員の指示に従って行動する。 <ul style="list-style-type: none"> ○負傷者の有無を確認する。 ○生徒の不安の緩和に努める。 ○避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。
	生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○落下物から身を守るなど、安全確保を図る。 ○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ○流言等の不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

救出活動 ・ 応急救護	教職員・生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者が発生した場合には、応急救護にあたるとともに、必要に応じて地元の消防署に通報し、医療機関への搬送を行う。 ○建物の倒壊等により生徒・教職員等が生き埋めになった場合には、地元の消防署、消防団等に救出依頼する。
----------------------------	---------------	--

災害対策 本部設置 情報収集 ・伝達	教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○現地の教職員は、携帯電話等で学校に連絡し状況を報告する。 ○状況によっては、現地の行政機関・消防機関等に状況を伝える。 ○学校は、携帯電話等により現地における被害状況の把握に努める。 ○状況によっては、現地に救助・応援のため職員を派遣する。 ○保護者にできる限り詳しい現地の情報を伝える。
--	------------	---

授業中【普通教室にいる時】

発生時の第一行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 騒がないこと。 ○ 慌てて教室外に飛び出さないこと。 ○ 先生の指示を静かに最後まで聞くこと。 ○ 窓や窓際から離れること。 ○ 机等の下にもぐること。 ○ 教科書、制カバン等で頭部を守ること。 ○ 火気は、すぐ消火できる場合は素早く処理し、できない場合は揺れが小さくなってから消火すること。
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放送等の指示により避難を開始すること。 ○ 静かに迅速に整列すること。 ○ 4つの約束を守り、素早く行動すること。 <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・おさない ・はしらない ・しゃべらない ・もどらない <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>「お・は・し・も」の約束</p> </div> </div> <p>※ 災害によっては、早足で避難しなければならない場合があるので、適切な判断と指示が重要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 決められた場所に整列して集合すること。 ○ 落ち着いて待機すること。
教職員の指示と行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ どのような行動をするのか大声で明確に指示する。また、心の安定を図るため、今より大きな地震は起こらないことを知らせる。 ○ 机が揺れによって移動することがあっても机の下にもぐらせ、教科書、制カバンなどで頭を守らせる。 <p>【指示例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大丈夫、あわてるな」 ・「静かにして、落ち着け」 ・「外に出るな」 ・「机の下にもぐれ」 ・「机の脚を両手でしっかりつかめ」 ・「頭を下げて、じっとしている」 ・「揺れがおさまるまで頭を出すな」 ・「大丈夫だ。心配するな。落ち着け」 <ul style="list-style-type: none"> ○ 窓際やロッカーなどから離れさせる。頭部を反対方向に向かせる。 ○ 揺れが収まったら、教室の窓やカーテン、出入り口を開け、出口を確保する。 ○ ストープ等の火気使用中の場合は、生徒をストーブから離れさせ、消火する。 ○ 生徒が反射的に外に飛び出すことのないようにしっかり掌握する

3 地震発生時の教職員の安全指導例

校外学習・宿泊学習・修学旅行等の時	
教職員の指示と行動	<ul style="list-style-type: none">○ 建物外側の壁の落下、ブロック塀や石垣の倒壊、道路の地割れを注意し、広い場所へ移動し、生徒に対しては、「安全で心配ない」ことを告げ、心の動揺を抑える。○ 海岸にいる場合は、津波のおそれがあるため、高台など安全な場所に迅速に避難する。○ 山間部にいる場合は、山崩れやがけ崩れが起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。○ 許可を得て、最寄りの学校や公共施設に避難する。○ 人員の正確な把握に努め、安全な場所に避難した場合には、状況等を素早く学校に連絡する。また、コースを変更する場合や、通行止めによる渋滞等の場合など継続して学校に状況を連絡する。○ あらかじめ作成した非常の場合の行動計画に基づいた担当分担により、スムーズに落ち着いた対応ができるようにする。○ 携帯電話や携帯ラジオ等で正確な情報の収集に努め、その後の行動について、手際よく判断し指示する。

休憩時間中や放課後・部活動の時	
教職員の指示と行動	<ul style="list-style-type: none">○ 発災時の第一行動は、廊下や階段にいるときは、その場で身をかがめ、落下物や倒壊物に注意しながら、放送や教職員による伝令等の指示を待つ。○ 教職員の指示は、校舎内外全体にゆきわたり、かつ、的確な指示が出せるように停電等を配慮した指示の方法と、避難経路や避難場所、人員把握の方法を確認しておく。○ 災害の状況を踏まえつつ、避難のための集団を編成し、運動場等の避難場所へ避難する。○ 休憩時間等の生徒の状況は、個人もしくは小グループで校舎内外に散っている状況が多いことを想定し、個人的な行動様式や主体的な判断による行動もできるようにする。

登校・下校時の行動

- 登校途中で地震が発生した場合は、近くの公園・空き地など安全な場所に避難する。揺れがおさまったら、通学路の安全を確認し、学校または自宅の近い方に避難する。特に問題がなければ、通学路をそのまま登校し教職員の指示に従う。
- 下校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。揺れが収まったら、通学路の安全を確認し、学校または自宅の近い方に避難する。特に問題がなければ、通学路をそのまま安全に注意しながら下校する。
- 交通機関を利用している生徒は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をしない。
※登下校共に、事前に保護者の不在が明らかな場合は、学校へ避難をする。

地震発生時の安全な行動

- 建物外壁や窓ガラスの落下、建物の倒壊、看板等の落下物がある場合は、カバンなどを頭にのせ、素早くその場所から離れる。
- ブロック塀や石垣など、倒壊の危険のある場所からは、素早く離れる。
- 海岸にいる場合は津波のおそれがあるため、高台など安全な場所に迅速に避難する。
- 山間部にいる場合は山崩れやがけ崩れが起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。
- 崖下・川岸・河川敷などは、地割れ・地滑り・液状化現象が起きやすいので、すぐに離れる。
- バス・電車等に乗車している場合は、運転手・車掌・駅員などの指示に従う。
- 建物が立て込んで狭い道路を通っている時は、できるだけ早く広い場所に避難する。
- 古い建物など、危険と思われる場所には近づかない。
- 倒れた電柱、垂れ下がった電線に近づかない。
- 橋の上は危険なので、すぐ離れる。

1. 避難場所

生徒避難場所は運動場北東寄り(プール前)に集合させる。

特に二次避難場所は設けない。(災害の状況での移動の可能性はほぼない)

体育館の安全が確認できる場合のみ、体育館への避難場所の移動も考慮する。

2. 生徒確保

生徒確保は、持ち出す出席簿で確認する。

※ 職員室の「学年出欠確認ボード」上の出欠状況を災害発生時に職員室内にいた職員が必ずメモして避難場所に持って行き確認の参考にする。

日々の学年出欠確認ボードへの記録を厳守すること。

本校が総合避難場所に指定されている場所であるので、原則、生徒は帰宅させない。

保護者が連絡をしてきた場合、帰宅に安全の確保がなされる状況でのみ帰宅させる。

保護者が来校し引率できる場合、帰宅させる。この場合必ず、学校長(又は教頭)に報告する。

欠席生徒の安否について、可能な限り連絡を取る。その結果も必ず、学校長(又は教頭)に報告する。

3. 救急対応

生徒に傷病が確認された場合、可能な限り養護教諭を中心としての応急処置を行う。

重篤な状況の場合、できる救急連絡を活用し搬送先を探す。

4. 各方面連携

保護者：順次保護者との安否確認をとる。確認済み又は未確認の情報は必ず、学校長(又は教頭)に報告する。帰宅は、前述通りとする。

市教委：生徒避難、安全確認が済み次第、第一報を学校長が入れる。その後随時指示伝達を受ける。